

# 令和8年度訪問支援による社会的自立サポート事業に係る委託業務仕様書

## 1 事業の目的

本事業は、家から出ることができない状況にある児童生徒に対し、訪問支援等の豊富な経験を有する訪問支援員が、当該児童生徒の自宅等を計画的・継続的に訪問してカウンセリングや社会的活動支援及び学習支援等を行ったり、オンラインでICTを活用した学習支援等を行ったりすることで、当該児童生徒の社会的自立や学校復帰を促すことを目的とする。

## 2 業務委託内容

### (1) 支援窓口の設置

県内3か所の教育事務所・支所に、コーディネーターとなる専任職員を1名ずつ配置する。

### (2) 学校と委託事業者との連携

コーディネーターとなる専任職員が県内の全ての公立学校を訪問して、不登校児童生徒の状況把握並びに分析を行うとともに、各学校及び教職員に対し本事業における支援機能や利用方法を紹介して、その有効活用を促す。

### (3) 訪問支援

学校や教育委員会からの支援要請に応じ、コーディネーターの指示により臨床心理士や家庭教師等の訪問支援員が不登校児童生徒の自宅等を計画的・継続的に訪問して、カウンセリングや社会的活動支援及び学習支援等を行う。

### (4) ICTを活用した学習支援

訪問支援を受けている児童生徒の希望に応じてICTを活用した学習支援を行う。当該児童生徒の学習状況について、当該児童生徒の在籍校と情報共有を行う。(別添資料参照)

## 3 支援窓口の設置及び学校等の支援を行う期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 書類等の作成及び提出について

### (1) 月別業務報告書

各月の委託業務の実施状況について、翌月の10日まで(ただし、3月については3月31日まで)に月別業務報告書〔様式1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2〕を佐賀県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室に提出する。

### (2) 委託業務完了報告書

委託業務が完了したときは、令和9年3月31日に委託業務完了報告書〔様式3-1, 3-2〕を佐賀県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室に提出する。

## 5 業務時間等

### (1) コーディネーターとなる専任職員の勤務時間は、1月当たり124時間程度とする。

1日の業務は、学校への助言や不登校対策に係る研修会をはじめ、本事業の活用促進に係る広報活動や不登校児童生徒支援計画策定に係る情報収集等のための学校訪問、訪問支援員の支援業務に係る連絡調整等を行う。

### (2) 訪問支援員の業務時間については、原則として月曜日から金曜日までとするが、児童生徒や保護者との話し合いにより、勤務時間外や休日等となる場合がある。

## 6 業務の改善

佐賀県教育委員会は、委託事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託事業者に改善を命じ、これを執行させができるものとする。

### (1) 日本国憲法その他日本の法令又は業務委託契約書及び仕様書に違反したとき

### (2) 業務実施態度又は業務実績が不良と認められるとき

### (3) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

### (4) 児童生徒、保護者、学校に対して信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行ったとき

### (5) 児童生徒の自立支援を行う上で必要な適格性を欠くと認められるとき

## 7 守秘義務

受託者（業務に従事する訪問支援員等を含む。）は、業務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、同様とする。

また個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、佐賀県情報セキュリティポリシーに準拠した取り扱いを行うこと。

※佐賀県情報セキュリティポリシーの概要は県ホームページを参照すること。

## 8 緊急時の通知等

受託事業者は、緊急の事態が発生した場合、直ちに電話等により支援児童生徒の在籍校及び佐賀県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室に通知するとともに、業務が円滑に遂行できるように対処しなければならない。

また、その状況を、遅延なく書面をもって佐賀県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室長に報告しなければならない。

## 9 予算額 22,742千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 10 契約の変更

- (1) 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は、履行期限を変更することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- (2) 前項における変更が甲の責に帰する場合において、乙が著しい損害を受けたときは、乙は甲に対し損害賠償を請求することができる。ただし、賠償請求できる賠償額は当該変更又は一時中止による直接損害に限られ、得べかりし利益、間接損害、弁護士費用等は含まれないものとする。

## 11 その他

### (1) 個人情報保護及び情報セキュリティ

委託契約については、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付ける。

- ① 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供の禁止
- ② 受託業務目的以外の利用の禁止
- ③ 受託目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止
- ④ 業務従事者による個人情報保護の誓約
- ⑤ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化

### (2) 再委託

業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を再委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ佐賀県の承諾を受けることとする。

### (3) 権利の帰属

本業務に係る帳簿書類の著作権は県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。

本業務のため作成した資料等に係る著作権は、県に帰属する。ただし、受託者が従前から保有する特許権、著作権等を適用したものについては、県はその使用及び複製の権利のみを有するものとする。

### (4) その他

ア 委託契約書又は仕様書に記載のない事項については、佐賀県教育委員会と受託事業者が協議の上、決定するものとする。

イ 本事業は、令和8年度予算案の成立が前提である。

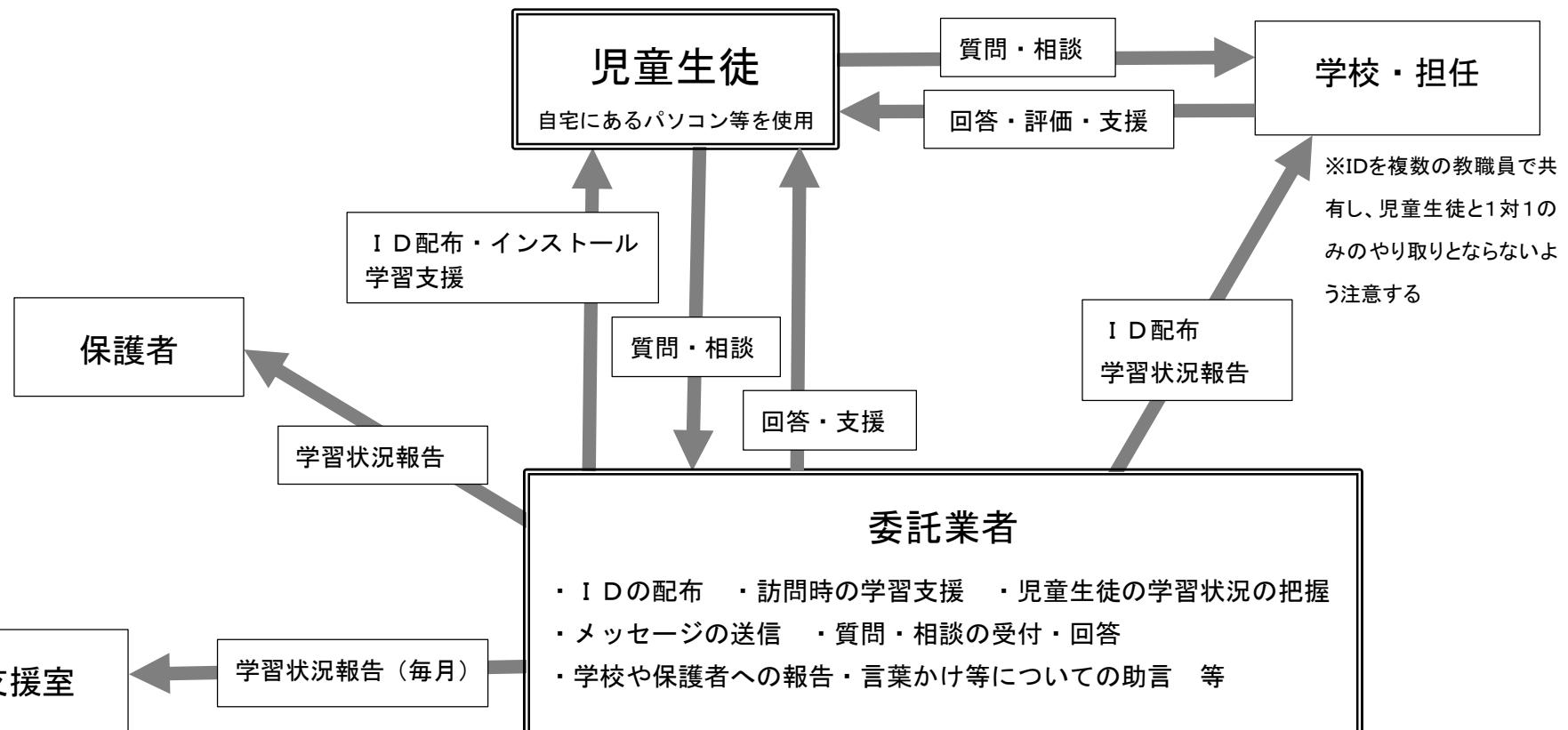
# ICTを活用した学習支援

訪問支援を受けている児童生徒の希望に応じて、ICTを活用した学習支援を受けることが出来る。

【対象】小・中・高校の児童生徒

【効果】

- 社会的自立の基礎となる学力の補充
- 学習支援をきっかけとした学校復帰
- 担任の先生や訪問支援員へメールやチャットでの教育相談



(様式1-2)

## 令和8年度 訪問支援による社会的自立サポート事業に係る業務委託業務実績報告書

(訪問支援員用) 【訪問別】

( )月分

佐賀県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室長 様

事業所名  
代表者氏名

※ 「通し番号」は派遣依頼のあった児童生徒ごとに付す。

### 3 訪問支援員の支援内容

### （1）支援対象者

(单位:件)

## （2）支援場所

(单位: 件)

(3) 支援内容 (※複数回答あり)

(单位: 件)

令和8年度訪問支援による社会的自立サポート事業 状況報告

【 】月末現在

## 1. 訪問支援の状況 【通算 4 月～】

	支援要請 人数	訪問支援の態度			訪問支援の実際		
		決定	保留 ※1	なし ※2	支援人数 ※3	継続 ※4	のべ回数
小学校							
中学校							
高校							
計							

※ 1	保留：保護者から本人や家庭の情報が取れず、支援決定を行う情報が不足している場合等
※ 2	なし：本人の状況が改善の方向に動くことが可能な場合。
※ 3	支援人数：日程調整中のため訪問支援に至っていない場合、本人の同意がなく訪問支援開始までに時間がかかっている場合は計上されていない。
※ 4	継続：令和7年度中に本事業で支援を受けた人数。

## 2. 支援要請人数及び支援開始人数の推移

(樣式1-3)

令和8年度 訪問支援による社会的自立サポート事業に係る業務委託業務実績報告書

(訪問支援員用) 【人別】

( )月分

## 佐賀県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室長 様

事業所名  
代表者氏名

※「通し番号」は派遣依頼のあった児童生徒ごとに付す。

(様式2-2)

## 令和8年度 訪問支援による社会的自立サポート事業に係る業務委託業務実績報告書 (コーディネーター用) 【学校別】

( )月分

佐賀県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室長様

事業所名

代表者氏名

※ 「通し番号」は派遣依頼のあった児童生徒ごと

※「訪問等回数」は直接訪問等行なった対応を表

※「総対応回数」は「訪問等回数」に「電話・メール」の件数を加えたものを表す。

(様式2-1)

令和8年度訪問支援による社会的自立サポート事業に係る業務委託月別業務報告書 (コーディネーター用) 【訪問別】

## 佐賀県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室長 様

( )月分

コーディネーター氏名

### 事業所名

代表者氏名

## (2) 支援要請人数及び支援開始人数の推移

※ 継続人数については、令和7年度までに本業務で支援を受けた人数。令和7度に本業務を受託していない場合は、斜線を引くこと。

### 3 訪問支援員による支援状況

### (1) 対象者

(单位: 件)

(様式 3-1)

## 委託業務完了報告書

令和 年 月 日

佐賀県教育委員会事務局  
学校教育課生徒支援室長様

所在地  
受託者 団体名  
代表者名

令和 年 月 日付で契約を締結した下記業務が完了しましたので報告書  
を提出します。

### 1 委託業務名 訪問支援による社会的自立サポート事業に係る委託業務

### 2 業務概要

#### (1) 訪問支援の状況

支援要請人数	訪問支援の態度			訪問支援の実際	
	決定	保留 ※1	なし ※2	支援人数※3	延べ回数 継続 ※4
小学校					
中学校					
高校					
計					

※1 保護者から本人や家庭の情報が取れず、支援決定を行う情報が不足している場合。また、学校は家庭への訪問支援を求めているが、既に貴団体以外の関係機関が訪問を行っており、貴団体による早期の家庭への訪問は関係機関と家庭との関係に影響を与える可能性がある場合。

※2 本人の状況が改善の方向に動くことが可能な場合。

※3 日程調整中のため訪問支援に至っていない場合、本人の同意がなく訪問支援開始までに時間がかかっている場合は計上されていない。

※4 令和7年度までに本事業で支援を受けた人数。令和7年度に本業務を受託していない場合は、斜線を引くこと。

### 【不登校の状態段階】

- 1 登校せずほぼ自室に閉じこもる。
- 2 登校せずほぼ自宅のみで生活する。
- 3 登校せずほぼ自宅のみで生活するが、時に自宅外に出かけることがある。
- 4 登校せずサポートステーション等の学外施設に行くことができる。
- 5 登校せず教育支援センターに行くことができる。
- 6 年に数回登校することができる。
- 7 月に1回程度登校することができる。
- 8 月に2、3回程度登校することができる。
- 9 週に1日程度登校することができる。
- 10 週に2～3日程度登校することができる。
- 11 週に4日程度登校することができる。
- 12 月に数日欠席するが、そのほかの日は登校することができる。
- 13 ほぼ毎日登校することができる。

### (2) 成果事例

#### ① 事例1

(支援前の状況)
※記載内容は、個人の特定がなされないように配慮すること。
(支援内容)
(支援後の状況)

#### ② 事例2

(支援前の状況)
(支援内容)
(支援後の状況)

※行数は、適宜増やしてかまわない。

## （2）支援場所

(单位: 件)

(3) 支援内容（※複数回答あり）

(单位: 件数)

※ (1)～(3)における分類及び件数は、月別業務報告(様式1)の記載内容と一致させること。

## 4 支援の成果

### （1）支援対象者の状態の変容

(様式3-2)

## 令和8年度訪問支援による社会的自立サポート事業 状況報告

## 1. 支援の成果

番号	通し番号	訪問	氏名	学校名	校種	学年	前年度からの継続又は新規	支援開始前の状態段階	支援開始後の状態段階	ICTを活用した学習支援	相談・指導等に繋げた機関等 (①~⑦複数回答可)							備考	
											①教育支援センター <small>注1</small>	委員会所管の機関及び教育センター等教育	③児童相談所、福祉事務所	④保健所、精神保健福祉センター	⑤病院、診療所	⑥サービス等含む <small>注2</small>	（放課後デイ	（⑦左記以外の機関等※委託業者を除く	
23	202	○	佐賀花子	佐賀小学校	小	5	継続	3	6	○	1					1	1		
合計	0									合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※支援開始前の基準日は、今年度以前からの継続の児童生徒であっても令和6年4月1日以降に設定してください。

※行は適宜増やしてください。

## 2. 支援保留または支援に至らなかった理由

番号	通し番号	保留又は不可	氏名	学校名	校種	学年	継続又は新規	保留または支援に至らなかった理由
45	632	保留	神崎三郎	神崎中央小学校	小	4	新規	年度末であったため。新年度に改めて受け付ける。

※行は適宜増やしてください。

(様式4) 前金払後、完了払

令和 年 月 日

佐賀県教育委員会事務局  
学校教育課生徒支援室長様

所在地  
受託者 団体名  
代表者名

業務委託請求書

令和 年 月 日付け教委学第 号で通知があつた訪問支援による  
社会的自立サポート事業に係る委託業務のうち、下記金額を交付されるよう請求し  
ます。

記

請求額	金	円
内訳	委託金額	金
	支払済額	金
	今回請求額	金
	残額	金

【振込先】			
金融機関名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名義人			

#### 不登校の状態段階

- 1 登校せずほぼ自室に閉じこもる
- 2 登校せずほぼ自宅のみで生活する
- 3 登校せずほぼ自宅のみで生活するが、時に自宅外に出かけることがある
- 4 登校せずサポートステーション等の学外施設に行くことができる
- 5 登校せず教育支援センターに行くことができる
- 6 年に数回登校することができる
- 7 月に1回程度登校することができる
- 8 月に2、3回程度登校することができる
- 9 週に1日程度登校することができる
- 10 週に2～3日程度登校することができる
- 11 週に4日程度登校することができる
- 12 月に数日欠席するが、そのほかの日は登校することができる
- 13 ほぼ毎日登校することができる

(注1) 「教育支援センター」とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所において、社会的自立や学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。

(注2) 「民間団体、民間施設」とは、本事業委託業者以外で、不登校児童生徒の不適応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。

(様式5) 完了払

令和 年 月 日

佐賀県教育委員会事務局  
学校教育課生徒支援室長 様

所在地  
受託者 団体名  
代表者名

委託業務請求書

令和 年 月 日付け教委学第 号で通知があつた訪問支援による  
社会的自立サポート事業に係る委託業務のうち、下記金額を交付されるよう請求し  
ます。

記

請求額 金 円

【振込先】			
金融機関名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名義人			

(様式 6) 前金払

令和 年 月 日

佐賀県教育委員会事務局  
学校教育課生徒支援室長 様

所在地  
受託者 団体名  
代表者名

業務委託前金払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した訪問支援による社会的自立サポート事業に係る委託業務のうち、下記金額を交付されるよう請求します。

記

請求額	金	円
内訳	委託金額	金 円
	支払済額	金 円
	今回請求額	金 円
	残額	金 円

【振込先】			
金融機関名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名義人			